

第3節 県の取組に関する基本計画

概ね2030年を展望している基本構想（基本目標含む。）及び第3章第2節の重点施策の達成に向け、本計画期間の4年間に、次の取組の柱の下で施策を実施します。

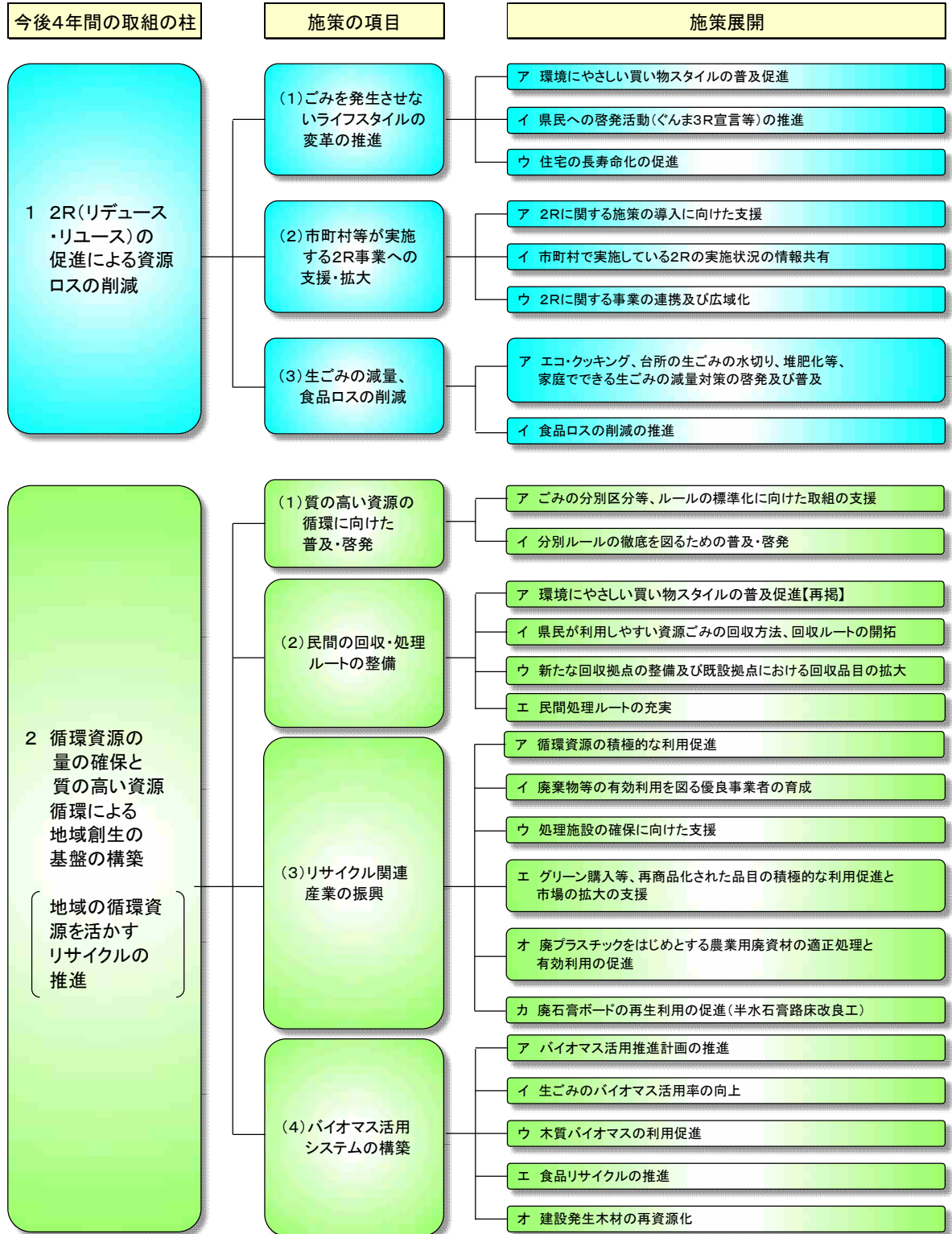


図 5-3-1(1) 施策体系図(1)

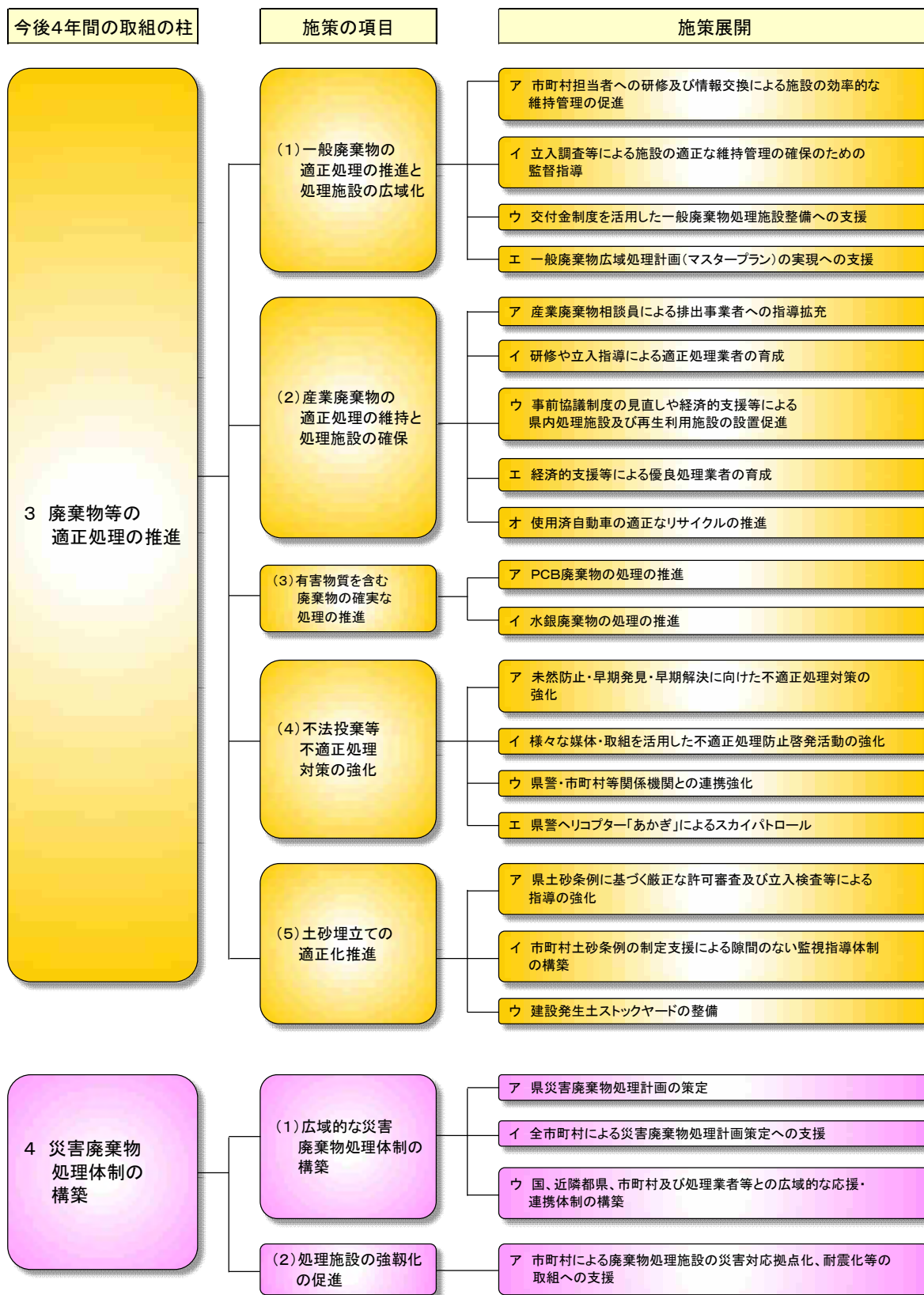


図 5-3-1 (2) 施策体系図 (2)

1 2R（リデュース・リユース）の促進による資源ロスの削減

（1）ごみを発生させないライフスタイルの変革の推進

〔現状と課題〕

- ・資源のロスを最小限に抑制し、地球が有している限りある資源を次の世代に引き継ぐためには、3R（リデュース・リユース・リサイクル）のうち、特に2R（リデュース・リユース）を一層進めることが求められています。
- ・本県における県民1人1日当たりのごみの排出量は前年度対比では減少傾向にありましたが、平成26年度では、1,051gで全国ワースト2位となっています。ごみステーションで回収される可燃ごみについては、580gで全国ワースト1位であることから、ごみの減量に向け、積極的な取組が必要です。
- ・平成26年度に実施した「循環型社会づくりに関する県民等意識調査」の結果では、ごみの減量のために重要だと思うこととして、「計画的に買い物をし、無駄買いをしない(58.6%)」、「ごみの分別、集団回収などに協力する(56.4%)」など2Rへの関心が高いことから、この関心を日常生活でのごみ減量化に向けた一人一人の行動につなげていく取組が必要です。

〔取組の方向性〕

- ・ごみが発生しない社会となるよう、製造業者、小売事業者、県民及び県・市町村等各主体相互が連携していく取組を推進します。
- ・イベント等でのリユース食器の利用、レジ袋の削減を含む容器包装の簡素化など、ごみの発生を抑えるための取組を支援します。
- ・適切な改善・維持修繕を図ることで、住宅を長期にわたり有効活用します。

〔施策展開〕

ア 環境にやさしい買い物スタイルの普及促進

消費者に向けては、マイバッグの利用、必要なものの必要なだけの購入、リターナブル容器入り商品や詰替え商品の積極的選択など、また小売事業者には、レジ袋の削減など、ごみの発生・排出抑制を促進し、環境になるべく負荷をかけない買い物スタイルの普及を図ります。

イ 県民への啓発活動（ぐんま3R宣言等）の推進

県民に対して、商品を購入する際には、環境に配慮した商品、容器包装廃棄物の出にくい商品、繰り返し使用することのできる商品を選択し、購入した商品はできるだけ長く使い、故障したときは修理して使うなど、ごみの排出量をできるだけ少なくするよう、「ぐんま3R宣言」などを通じた啓発を行います。

また、県内のごみ処理の実態等について積極的に情報を開示するとともに、県民や事業者等が実行しやすいごみの減量に向けた行動を紹介し、3Rの普及・啓発を行います。

ウ 住宅の長寿命化の促進

住宅を長く大切に使う社会の実現のため、長期優良住宅等の長期にわたり利活用可能な良質な住宅の供給、適正な維持管理の推進及び住宅リフォームの促進を図ります。

【コラム8】地球にも優しいんです！（なぜ、今、2Rの推進なのか）

3R（リデュース、リユース、リサイクル）のうち、リサイクルに比べて優先順位が高いものの取組が遅れているリデュース、リユースを特に「2R」と呼んでいます。

そのうち、リデュースは、廃棄物等の発生自体を抑制することです。廃棄物等は、いったん発生してしまえば、資源として循環的な利用を行う場合であっても少なからず環境への負荷を生じさせます。このため、廃棄物等の処理に由来する環境負荷を低減させるためには、これを発生させないことが最も効果的です。

また、リユースは、いったん使用された製品、部品、容器等を再び使用することです。形状を維持したまま使用しますので、リサイクルに比べ、一般的に資源の減失が少なく、また、その過程から発生する廃棄物等の量も少なくなります。

3Rは、最初の一歩としてリサイクルが進められてきましたが、それだけでは、資源の枯渇や二酸化炭素の排出を止めることはできません。だからこそ、これからはリサイクルに加えて、食べ切り運動など食品ロスを減らすことや、大は家屋から小は日用雑貨まで、モノを繰り返し大切に長く使う行動など2Rを積極的に推進していくことが大切です。

■取組事例：「子育て応援！ リユース宝市」（前橋市の取組）

子育て世代を対象に、家庭で不要となった育児用品等を持ち寄り、必要な人に持ち帰ってリユースしてもらうことで、ごみの発生抑制や減量に関する意識の向上を図り、循環型社会の形成を推進しようとする事業です。更に、子育て世代の支援も兼ねています。（平成27年12月13日開催）

- 前橋市民から提供されたリユース品
約2か月の募集期間で推計2,800kgのリユース品（乳幼児向け日用品）が集まりました。



開始前の会場内の様子

- 来場者
事前申込みがあった213組、384人が参加し、大盛況となりました。



リユース宝市開催中の様子

- 結果
全体の83.5%にあたる2,337kg（推計）が新しい持ち主の手に渡りました。

終了時点で会場内に残った463kg（16.5%）のうち、433kgを資源化し、最終的に廃棄物として処分したものは、30kg（1.0%）でした。



終了後の会場内の様子

（2）市町村等が実施する2R事業への支援・拡大

〔現状と課題〕

- ・リサイクルショップ、フリーマーケット、市町村の事業等により、不要となった日用品や古着等のリユースが実施されていますが、「循環型社会づくりに関する県民等意識調査」によると、リサイクルショップ等を利用しようという県民の意識は低く、ごみの減量化として十分な成果が出ていません。

〔方向性〕

- ・県民がリユースを日常的に行うことを通じて資源の地域循環に取り組めるよう、不要となった日用品や古着等の交換など市町村等におけるリユース事業の実施を支援します。

〔施策展開〕

ア 2Rに関する施策の導入に向けた支援

2Rに関する施策の事例やノウハウを共有し、市町村による事業の導入が促進されるよう支援します。また、2Rに関する施策の実施を支援する国の補助制度等を活用し、市町村における事業の予算の確保を支援します。

2Rの促進を目的とするごみ処理手数料の有料化^{*}を市町村が検討する場合には、住民からの幅広い理解が得られるよう、市町村に対してコスト分析手法等の技術的支援を行います。

イ 市町村で実施している2Rの実施状況の情報共有

ごみ減量の効果が更に高まる2R事業の実施に向け、市町村で実施されている2R事業の実態調査を行い、その結果を情報共有します。

ウ 2Rに関する事業の連携及び広域化

2Rに関する啓発活動等、全県的に実施することで、より多くの成果が期待できる事業については、学識経験者、市町村、市民活動団体等、事業者により構成される「ぐんま3R推進会議」における研究・検討を踏まえながら連携して事業を推進します。

（3）生ごみの減量、食品ロスの削減

〔現状と課題〕

- ・生活系の可燃ごみの約32%は、台所から排出される生ごみであり、事業系の可燃ごみの約25%は、食品小売事業者や飲食業から排出される生ごみです。生ごみのほとんどが焼却処分されていることから、一層の排出の抑制が必要です。
- ・平成24年度の食品産業における食品ロスは、全国で年間3,305千トン発生しています。

〔方向性〕

- ・食品製造事業者、小売事業者、外食事業者、県民及び県、市町村等各主体相互の連携により食品ロスを削減する取組を推進します。
- ・エコ・クッキングや生ごみの水切りなど、ごみの減量に効果がある実践方法を普及・啓発します。

〔施策展開〕

ア エコ・クッキング、台所の生ごみの水切り、堆肥化等、家庭でできる生ごみの減量対策の啓発及び普及

地元食材の積極的な利用（地産地消）、調理や食事の際の食材の食べ切りや使い切り、生ごみの水切り、堆肥化の方法等、県民が日々の暮らしの中で無理なく実践できる生ごみの減量化に向けた情報提供や普及・啓発に努めます。

イ 食品ロスの削減の推進

国では、製造から流通、外食、消費に至るフードチェーン全体で食品ロスの削減に取り組む「食品ロス削減国民運動」を展開していることから、国や市町村と連携して、同運動の周知を図るとともに、食品ロス削減の取組を推進します。

〔計画目標〕

・ 県民1人1日あたりのごみの排出量

平成25年度：1,050g



平成31年度：913g以下

・ 県民1人1日あたりの生活系収集可燃ごみの排出量

平成25年度：583g



平成31年度：464g以下

*計画目標は、平成25年の実績値を基に設定しています。

平成28年3月に公表された、平成26年度実績では、県民1人1日あたりのごみの排出量は1,051g、県民1人1日あたりの生活系収集可燃ごみの排出量は580gとなっています(7頁)。

【コラム9】先頭に立って2Rに取り組む方々がいます。

（リユース食器、フードバンクの取組について）

県内でもリユース食器、フードバンクの取組が始まっています。

① リユース食器

お祭りやコンサート、スポーツ観戦といったイベント会場では、使い捨て容器が主に使われています。こうしたイベントの際に、ごみを減らして環境に配慮するために、使い捨て容器に替えて、繰り返し洗って再使用（リユース）する食器、すなわちリユース食器を使用する取組が進められています。

■取組事例：ぐんまリユース食器センター（特定非営利活動法人、伊勢崎市）

平成26年に、前身の「粕川フラワーロードの会」（平成14年設立）から、リユース食器の貸出し事業が分離独立されました。

リユース食器の貸出しは、群馬県内及び近隣地域を対象に行っており、平成26年度は、



食器回収所の様子

34件、32,560個の実績があり、平成27年度は37件、36,700個となる見込みです。利用団体は年々増加しています。

② フードバンク

フードバンクとは、食品関連企業から、製造工程で発生する規格外品などを引き取り、まだ食べられるにもかかわらず廃棄されてしまう食品のうち、品質保証（食品本来の品質や安全性）に問題ないものを食品関連企業から無償で寄付していただき、支援を必要とする福祉分野の施設や生活困窮者および生活困窮者を支援する団体に無償で寄贈する活動です。規格外の食品を、安全に正しく届けることができる仕組みを持った公益システムとして、様々な利用者へ新しい食品の流れを提供していくものです。

■取組事例：三松会（特定非営利活動法人、館林市）

三松会は平成7年6月に発会、平成13年3月に群馬県知事の認証を受け、身寄りのない方、生活保護受給者、生活困難者、施設入所者その他諸々の事情のある方が困ったとき、支援する社会福祉活動を行っています。平成22年4月にフードバンク活動を開始し、現在47社の企業から支援をうけ、寄贈された食品等のうち、御菓子類は児童関係施設、



生鮮食品は各種支援団体など適宜必要とされる施設などに配布されています。なお、ご家庭に眠っている食品についても年間を通して受け付けています。

フードバンク北関東 食品回収車

2 循環資源の量の確保と質の高い資源循環による地域創生の基盤の構築 （地域の循環資源を活かすリサイクルの推進）

（1）質の高い資源の循環的な利用に向けた普及・啓発

〔現状と課題〕

- ・世界的に資源需要が高まる中、天然資源を保全しつつ必要な資源を確保するため、廃棄物から資源を回収して再生利用する必要性が一層高まっています。しかし、本県のリサイクル率は、平成26年度は15.6%で全国ワースト10位であり、廃棄物からの資源の回収を一段と高める必要があります。

〔方向性〕

- ・これまで廃棄していた「ごみ」から有用な資源をより多く回収し、循環的な利用を促進することで、天然資源の消費を抑制しつつ必要な資源の確保を図ろうとする意識の啓発と変革に取り組みます。
- ・資源の性質を活かしたより効率的で質の高い資源の循環的な利用に向け、ごみの分別区分の標準化等、県民により分かり易いごみ処理のルールづくりに取り組みます。

〔施策展開〕

ア ごみの分別区分等、ルールの標準化に向けた取組の支援

資源の性質を活かし効率的で質の高い資源循環を実現するため、分別区分や分別ルールの標準化に向けた調査等を行い、市町村との情報共有を図ります。

イ 分別ルールの徹底を図るための普及・啓発

一般廃棄物の処理実態等について県民に正しく認識してもらうとともに、ごみの分別排出等を適切に進めるため、「ぐんま3R宣言」や「みんなのごみ減量フォーラム」を活用した普及・啓発等を行います。

（2）民間の回収・処理ルートの整備

〔現状と課題〕

- ・現在の回収ルートのままでは、循環資源の回収量を大幅に増加させることは見込めません。また、現在の処理ルートのままでは、水平リサイクル[※]など、資源の性質を活かした質の高い資源の循環を推進することも困難です。
- ・県内の容器包装廃棄物のうち、プラスチック類の回収を実施している市町村の割合は60%前後、その他紙の回収については20%前後で留まっていることから、民間を含めた新たな回収ルートの整備による回収量の増加を図る必要があります。
- ・事業所から排出される個人情報や機密情報が記載された紙ごみは、焼却処分が優先されており、溶解処理等によるリサイクルを促進する必要があります。
- ・平成25年に「小型家電リサイクル法[※]」が新たに施行されました。使用済小型家電は、レアメタルなどの貴重な資源が含まれていることから、「都市鉱山」と呼ばれています。この「都市鉱山」から資源を回収し、循環の取組を推進するため、市町村での回収拠点に加え、

県民が利用しやすい民間の回収拠点の整備が必要です。

[方向性]

- ・容器包装廃棄物や古紙等の回収・処理ルートを、県民が安心して利用できるよう整備し、回収量の増加を図ります。
- ・循環資源の回収量を向上させ、水平リサイクル^{*}などの質の高い資源の循環的な利用を目指します。

[施策展開]

ア 環境にやさしい買い物スタイルの普及促進【再掲】

イ 県民が利用しやすい資源ごみの回収方法、回収ルートの開拓

回収方法や回収ルートを多様化することで回収量の増加が期待できる資源ごみについては、回収方法や回収ルートの開拓に向け、店頭回収BOXの活用を推進する等、市町村や小売事業者等と研究を進めます。

ウ 新たな回収拠点の整備及び既設拠点における回収品目の拡大

資源の循環的な利用を高めるため、新たな回収拠点の整備や、回収品目の拡大を検討する市町村へ情報提供を行います。

エ 民間処理ルートの充実

一般廃棄物のリサイクル推進と市町村における収集コスト削減のため、民間処理ルートの活用と充実を検討していきます。

フリーマーケットやリサイクルショップなどを通じて、資源の再使用（リユース）が進むよう、県民への情報提供に努めます。

(3) リサイクル関連産業の振興

[現状と課題]

- ・レアメタルなどの貴重な資源が含まれている使用済小型家電から、資源の回収量を更に増加させる取組の充実が必要です。
- ・農業生産に伴う農業用廃資材は、農業者の責任で適正に処理する必要がありますが、各農家で個別に再資源化を行うことは困難な状況です。加えて各農家から排出される廃資材は少量であることから、適正かつ効率的な処理の体制を整える必要があります。
- ・「建設リサイクル法^{*}」が完全施行された平成14年以降、コンクリート、木材、アスファルト・コンクリートを対象とする特定建設資材廃棄物の分別解体、再資源化が義務付けられたこともあり、本県の再資源化率は、平成24年度で約94%にまで上昇しました。
- ・しかしながら、建設廃棄物の中には、依然として再資源化率・有効利用率が低い品目があり、更なるリサイクルの質の向上が求められています。

[方向性]

- ・循環資源の回収量を向上させ、水平リサイクルなどの質の高い資源の循環的な利用を目指します。[再掲]

- ・循環資源の再生利用は、天然資源の保全や地球温暖化防止等、低炭素社会の構築にも寄与するため、再生製品の利用を促進します。
- ・地域の循環資源を活用したリサイクル関連産業の振興等により、地方創生の基盤づくりを推進します。
- ・農業用廃資材について、可能な限り再資源化を図ります。
- ・県内には管理型最終処分場*が少なく、建設汚泥や廃石膏ボードなどを処分する際、他県まで搬出する必要があります。このため、建設汚泥等の現場内利用、工事間利用、再生品利用などを促進します。

〔施策展開〕

ア 循環資源の積極的な利用促進

製造工程の改善等による廃棄物の発生抑制や原材料等の再使用、製造過程で得られる副産物の再生利用等を行うための施設の整備を支援します。

イ 廃棄物等の有効利用を図る優良事業者の育成

B to B*などの水平リサイクル*を実施する事業者や地域で生産された生ごみ堆肥を利用する事業者の活動等を優良事例として県民に情報提供することで、事業者を支援します。

ウ 処理施設の確保に向けた支援

再資源化に寄与するとともに周辺生活環境への配慮がなされている再生利用施設については、「廃棄物処理施設設置事前協議制度」の手続きを簡素化することや「産業廃棄物処理施設整備資金制度」等による支援等を通して、施設の確保を促進していきます。

エ グリーン購入等、再商品化された品目の積極的な利用促進と市場の拡大の支援

リサイクル製品の市場を拡大するため、環境に配慮した製品を県が率先して購入し、県民、事業者のグリーン購入*を促進します。

リサイクル関連市場の拡大のため、県内で製造されるリサイクル製品について、広く事業者や県民に対し情報提供します。

オ 廃プラスチックをはじめとする農業用廃資材の適正処理と有効利用の促進

地域の農協、資材販売店、行政等で構成される「農業用廃資材等適正処理推進協議会」による、適正処理推進活動を支援します。また、適正処理推進のためのチラシ等を作成し、普及・啓発を図ります。

カ 廃石膏ボードの再生利用の促進(半水石膏路床改良工)

建設発生土の抑制及び建設廃材の再生利用等による環境負荷の低減と、工事コストの縮減を図るため、廃石膏ボードを再生利用した「半水石膏」を軟弱地盤等の路床改良に利用します。

（4）バイオマス活用システムの構築

〔現状と課題〕

- ・バイオマスをエネルギー源や製品の原材料等として利用することは、環境負荷の少ない低炭素社会や循環型社会の実現に貢献することになります。

- ・豊富な森林資源を有し、畜産が盛んな本県は、豊富なバイオマス資源を有しており、これらの資源を効果的に活用していく必要があります。
- ・本県の炭素換算したバイオマスの賦存量（平成26（2014）年度）は約36.0万トン／年で、利用量は28.5万トン／年、利用率は79%となっています（34頁表2-2-17参照）。
- ・バイオマスは種類が多く、地域によってバイオマスの種類や量が異なります。こうした特性を踏まえ、地域において効率的に収集・運搬、加工、利用等を行うシステムを構築することが重要です。

〔方向性〕

- ・地域におけるバイオマスの活用を促進するため、バイオマスの供給者、製品等の製造者、利用者などの関係者が連携しつつ、効率的かつ経済的な地域循環型システムを構築します。
- ・間伐材の利用促進を図るため、これまでの切捨間伐から利用間伐へ転換するとともに、効率的な収集・運搬システムの構築、加工・流通体制の整備、需要の拡大を進めます。
- ・食品廃棄物の再生利用を促進するため、国と連携して、食品リサイクルの普及促進を図ります。

〔施策展開〕

ア バイオマス活用推進計画の推進

「群馬県バイオマス活用推進計画（平成24年度～平成33年度）」に基づき、本県の地域特性に応じた効果的なバイオマスの活用を引き続き推進します。

同計画では、学識経験者、市民団体、事業者及び行政から構成される「群馬県バイオマス活用推進委員会」を中心に、県庁各部署で構成される「群馬県バイオマス活用推進連絡会議」と協力・連携し、事業の点検・評価を行いながら、地域循環型バイオマス活用システムの構築を目指します。

イ 生ごみのバイオマス活用率の向上

ぐんま3R推進会議等で、生ごみをバイオマスとして活用した優良事例の検討や情報提供等を行い、市町村等における活用の推進を支援します。

市町村、一部事務組合等による施設整備に当たっては、循環型社会形成推進交付金等を活用し、生ごみ堆肥化、メタンガス化等、多様なバイオマス活用に向けた施設整備を支援します。

ウ 木質バイオマスの利用促進

再生可能なエネルギー源として、発電事業や公共施設等における木質バイオマスの燃料利用や、木質バイオマスを燃料とする家庭用ストーブ、木質ボイラー等の導入を推進します。また、木質ペレット、薪材等の供給体制整備についても進めていきます。

エ 食品リサイクルの推進

食品関連事業者等への「食品リサイクル法^{*}」の制度周知を図るとともに、食品関連事業者、再生利用事業者及び農林漁業者等の連携を図るなど、食品循環資源の再生利用の取組を促進します。

オ 建設発生木材の再資源化

建設発生木材を中間処分場へ搬出し、破碎施設にてチップにした後、燃料、製紙原料等として再利用することを促進します。

【計画目標】

・ 一般廃棄物の再生利用率

平成 25 年度 : 15.6%



平成 31 年度 : 25%以上

・ 1人1日当たりの生活系収集可燃ごみ（再掲）

平成 25 年度 : 583g



平成 31 年度 : 464g 以下

・ 燃料用チップ・ペレット生産量（素材換算量）

平成 26 年度 : 21 千m³平成 31 年度 : 110 千m³

* 計画目標は、平成 25 年の実績値を基に設定しています。

平成 28 年 3 月に公表された、平成 26 年度実績では、一般廃棄物の再生利用率は 15.6%、県民 1 人 1 日当たりの生活系収集可燃ごみの排出量は 580g となっています（7 頁）。

3 廃棄物等の適正処理の推進

（1）一般廃棄物の適正処理の推進と処理施設の広域化

〔現状と課題〕

- ・一般廃棄物の適正処理については、市町村等の処理施設が老朽化する一方で、新たな建設には高額な費用の負担が必要となります。
- ・人口減少や過疎化の進行に伴い、家庭ごみの排出量の減少が予想されるため、一般廃棄物処理施設の稼働率が低下し、効率的な施設運営に支障が生じるおそれもあります。
- ・このため、複数市町村による広域処理を進める必要があります。

〔取組の方向性〕

- ・一般廃棄物処理施設の確保のため、計画的な施設更新及び市町村の区域を越えた広域化を推進します。
- ・人口減少に応じ、過疎地における一般廃棄物処理の広域化を推進します。

〔施策展開〕

ア 市町村担当者への研修及び情報交換による施設の効率的な維持管理の促進

市町村が廃棄物の多様化に伴う最適な処理方法の変化に対応すべく常に新しい情報収集ができるよう、研修や情報交換を実施します。

イ 立入調査等による施設の適正な維持管理の確保のための監督指導

一般廃棄物処理施設への立入検査を計画的に行い、施設の維持管理基準の遵守状況を確認し、必要な指示を行います。

ウ 交付金制度を活用した一般廃棄物処理施設整備への支援

市町村等の廃棄物処理施設の改良や更新等の計画を把握し、個々の状況に応じて、効果的に循環型社会形成推進交付金制度等が活用されるよう、施設整備計画の策定段階から、処理施設の計画的な改良又は更新に向けた指導・助言を行います。

この他、交付金制度の効果的な活用等を通じて、一般廃棄物処理施設の整備を支援します。

エ 一般廃棄物広域処理計画（マスタープラン）の実現への支援

現行のマスタープランに基づき、複数市町村で構成するブロック会議の設立支援やその会議への参加を通じて、各ブロックにおける一般廃棄物処理の広域化に向けた取組の推進を支援します。

また、同マスタープランは平成28年度に計画期間が終了するため、平成29年度から38年度までを計画期間とした次期マスタープランを策定します。

次期マスタープランに基づき、市町村等において一般廃棄物処理の広域化が促進するよう、広域化に向けたノウハウの提供など各種支援を行います。

（2）産業廃棄物の適正処理の維持と処理施設の確保

〔現状と課題〕

- ・産業廃棄物の不適正処理事案については、排出事業者の不十分な理解が原因となっているものもあります。
- ・一部の産業廃棄物は、県内に処理施設がないことにより、県外において処理されている実態がありますが、処理施設の設置計画への反対運動などがあり、適正処理に必要な処理施設の確保は引き続き課題となっています。
- ・廃棄物処理における再使用・再生利用の拡大という全国的な流れを受けて、県内でも熱利用をはじめ、再使用・再生利用を目的とした廃棄物処理の取組が始まっています。
- ・使用済自動車のリサイクルにおいて、許可業者等が行為義務を適正に履行していない事案が見受けられるとともに、使用済自動車等の不適正保管と思われる状況が散見しています。

〔取組の方向性〕

- ・廃棄物の適正処理のため、排出事業者への指導拡充、優良処理業者の育成強化を図ります。
- ・県内発生廃棄物を県内で処理できるよう、計画的な県内処理施設の設置を図ります。
- ・焼却熱による発電や蒸気・温水などの熱利用の推進、再使用・再生利用を目的とした廃棄物処理施設の設置を促進します。

〔施策展開〕

ア 産業廃棄物相談員による排出事業者への指導拡充

産業廃棄物相談員が県内各事業場を訪問し、排出事業者に対して廃棄物の排出抑制や再生利用、適正処理等に関する指導・相談を行う機会を一層拡充します。

併せて、排出事業者の廃棄物処理法[※]に対する理解を深めるため、ホームページ等の媒体を通じた各種最新情報の迅速な提供や講習会開催等を実施します。

イ 研修や立入指導による適正処理業者の育成

産業廃棄物処理業者に対する排出事業者や県民の信頼性の向上を図るため、現在全ての処理業者に対して年1回以上実施している定期的な立入検査の継続等により、各種基準への適合状況等を確認し、適正処理を確保します。

また、排出事業者に対して最も身近なよきアドバイザーともなりうる産業廃棄物処理業者を育成するため、法改正等に際しての研修実施等により、各処理業者の意識を高めていきます。

ウ 事前協議制度の見直しや経済的支援等による県内処理施設及び再生利用施設の設置促進

廃棄物処理施設の設置許可申請等に先立つ事前審査や地域理解の促進等を図ることを目的としている事前協議制度の適切な運用または見直しにより、県内で排出された廃棄物の県内処理を一層可能とするための処理施設の設置を促進します。

また、県の融資制度である「産業廃棄物処理施設整備資金」の活用による支援と合わせて、循環型社会づくりに資する再生利用施設の設置を促進します。

エ 経済的支援等による優良処理業者の育成

遵法性や事業の透明性等、法令の基準に適合し優良認定を受けた処理業者に対して、県の融資制度において優先的支援を行う等により、優良な処理業者を育成し、より信頼できる産業廃棄物処理体制の整備を進めます。

オ 使用済自動車の適正なりサイクルの推進

「自動車リサイクル法^{*}」に基づく登録業者、許可業者が各種義務を遵守するよう指導を行い、特に許可業者については、立入検査等の実施により、再資源化基準、保管基準が十分に満たされるような事業遂行がなされているか、監視指導を行います。

（3）有害物質を含む廃棄物の確実な処理の推進

[現状と課題]

- ・PCB廃棄物^{*}については、法定処理期限である平成38年度末を目指して処理が進んでいますが、安定器^{*}や低濃度PCB^{*}含有廃棄物等の処理が遅れているほか、現在使用中の機器を含めて未届けのPCB廃棄物及びPCB使用製品を把握する必要があります。
- ・平成25年の水銀に関する水俣条約の採択を受けて、平成27年に廃棄物処理法^{*}の政省令が改正されたことから、水銀廃棄物の適正処理を進める必要があります。

[取組の方向性]

- ・有害廃棄物の処理については、事業者等の関係者に対して十分な啓発を行うとともに、必要に応じて立入検査や各種調査を通じて、法令に則した安全かつ確実な処理を推進します。

[施策展開]

ア PCB廃棄物の処理の推進

「群馬県ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画」に基づき、PCB廃棄物^{*}保管事業者に対して確実な保管と早期処理の徹底を図るとともに、県内の事業者に対して保管及び使用の有無に関する調査・啓発を行い、期限内に確実かつ適正な処理を行うよう指導・助言を行います。

イ 水銀廃棄物の処理の推進

水銀廃棄物の排出者である家庭や事業者及び処理主体である市町村や処理業者に対して法令や処理の情報等の啓発を行い、家庭や事業所から排出される水銀廃棄物を確実に収集・処理する体制を整備します。

（4）不法投棄等不適正処理対策の強化

[現状と課題]

- ・不適正処理については、大規模な不法投棄^{*}等は減少しているものの、不適正保管等の不適正処理事案が後を絶たず、また、無許可業者による脱法行為や事案の悪質・巧妙化が進んでいます。

[取組の方向性]

- ・不適正処理事案の未然防止・早期発見・早期解決のため、監視指導体制を強化・拡充します。

[施策展開]

廃棄物の不法投棄[※]等不適正処理を未然に防止し、また、早期に発見するとともに、発生した事案については、早期に解決することにより、良好な生活環境の保全に努めます。

ア 未然防止・早期発見・早期解決に向けた不適正処理対策の強化

フリーダイヤル「産廃 110 番(0120-81-5324(ハイ ゴミ通報))」により広く県民から情報を入手するとともに、職員、嘱託職員の産廃Gメン及び民間警備会社委託等による監視活動を実施し、不法投棄等不適正処理事案の早期発見に努めます。

また、認知した事案に対しては、職員等が迅速かつ綿密な調査を行い、行為者への強力な是正指導により、現場の原状回復を図るとともに不適正処理の再発を防止します。

イ 様々な媒体・取組を活用した不適正処理防止啓発活動の強化

新聞やラジオ等の各種広報媒体や特命産廃Gメンによる啓発活動により、事業者や県民の意識啓発を図り、不適正処理事案の未然防止に努めます。

ウ 県警・市町村等関係機関との連携強化

群馬県警では、悪質・巧妙化する廃棄物事犯に迅速に対応するため、生活安全部生活環境課に経済・環境事犯特別捜査係を設置し、各警察署と連携して環境犯罪に対する取締りを積極的に推進するほか、県や中核市に警察官を出向・派遣し、関係機関との情報交換や共同臨場等行政と連携した活動を強化します。

一方、県でも、市町村職員を群馬県職員に併任し、産業廃棄物に関する立入検査権を付与するとともに、産業廃棄物不法投棄の情報提供に関する協定書を締結している7機関から情報を入手するなど、市町村等関係機関との連携を強化して不適正処理対策を推進します。

エ 県警ヘリコプター「あかぎ」によるスカイパトロール

県警ヘリコプター「あかぎ」によるスカイパトロールを定期的実施し、目の届きにくい山間部等を上空から監視することで、不法投棄等の発見に努めます。

（5）土砂埋立ての適正化推進

[現状と課題]

- ・土砂埋立てについては、無秩序な埋立て事案が後を絶たず、東京オリンピック等を契機として首都圏からの搬入量の急増も見込まれています。

[取組の方向性]

- ・適正な土砂埋立てがなされるよう徹底した監視指導を行います。
- ・隙間のない監視指導のため、市町村土砂条例の制定を促進します。

[施策展開]

土砂埋立ての適正化を図ることにより、県民の良好な生活環境の保全に努めます。

ア 県土砂条例に基づく厳正な許可審査及び立入検査等による指導の強化

有害な物質で汚染された土砂等による埋立て等を禁止し、面積が3,000㎡以上の土砂等による埋立て（特定事業）を、原則として知事の許可制とした「群馬県土砂等による埋立て等の規制に関する条例」（平成25年10月1日施行）に基づく厳正な許可審査等により土砂等の埋立て等の適正化を推進します。

イ 市町村土砂条例の制定支援による隙間のない監視指導体制の構築

面積が3,000㎡未満の土砂埋立てに地域の実情に合わせて対応できるよう、市町村土砂条例の制定を促進します。

ウ 建設発生土ストックヤードの整備

建設工事の円滑な施工の確保、建設発生土の有効利用やリサイクル促進を目的とし、建設発生土ストックヤードを整備します。

[計画目標]

- ・排出事業者指導・相談数
平成26年度： 315社/年 → 平成31年度： 400社/年
- ・処理業者立入検査率
平成26年度： 100%/年 → 平成31年度： 100%/年
- ・不法投棄早期解決率
平成26年度： 38%/年 → 平成31年度： 50%/年
- ・市町村土砂条例制定数
平成26年度： 11市町 → 平成31年度： 24市町村

4 災害廃棄物処理体制の構築

（1）広域的な災害廃棄物処理体制の構築

〔現状と課題〕

- ・ひとたび大規模災害が起こると、瞬時に大量かつ多種類の廃棄物が混在して発生します。東日本大震災の教訓から、復興の第一歩は、災害廃棄物の処理から始まることがわかりました。災害廃棄物を迅速かつ円滑に処理することがとりわけ重要となります。
- ・現在、県の地域防災計画に基づき、県と県内市町村との間で災害廃棄物処理にかかる相互支援協定が締結されていますが、迅速かつ円滑な対応に向け、災害廃棄物の種類・発生量や処理工程・期間等を想定しておく必要があります。
- ・被災を受けた市町村のみでは、災害廃棄物の処理が困難な場合も多く、災害廃棄物を処理する施設の不足を補うための対策も十分にできません。

〔方向性〕

- ・県及び県内各市町村が行動指針を盛り込んだ災害廃棄物処理計画を策定するとともに、広域的な連携体制を構築するなど、災害廃棄物の迅速かつ円滑な処理を行うため、平時からの備えを行います。

〔施策展開〕

ア 県災害廃棄物処理計画の策定

市町村、処理業者、関係機関等との協議等を踏まえ、県災害廃棄物処理計画を策定します。

イ 全市町村による災害廃棄物処理計画策定への支援

計画策定の基礎となるデータの提供及び研修会や協議会を開催し、県内全市町村による災害廃棄物処理計画の速やかな策定を目指します。

ウ 国、近隣都県、市町村及び処理業者等との広域的な応援・連携体制の構築

今後の大規模災害の発生に備え、平時から災害廃棄物の適正処理及び再資源化に係る広域的な連携体制の構築を図ります。

（2）処理施設の強靱化の促進

〔現状と課題〕

- ・廃棄物処理施設が、地震や水害等の大規模災害時にも稼働できるよう、施設の耐震化、浸水対策等、強靱な廃棄物処理システムを確保することが求められています。

〔取組の方向性〕

- ・市町村の処理施設の基幹改良や更新時に合わせ、処理施設を計画的に耐震化等する必要があります。

〔施策展開〕

ア 市町村による廃棄物処理施設の災害対応拠点化、耐震化等の取組への支援

早期の復旧・復興のために必須である災害廃棄物の円滑・迅速な処理並びに焼却施設からの電力供給や熱供給など、大規模災害時における地域の災害対応拠点になれるよう、市町村による廃棄物処理施設の耐震化等の取組を支援します。

〔計画目標〕

平成27年7月の廃棄物処理法改正を受け策定された市町村の災害廃棄物処理計画数

平成27年度：0市町村  平成31年度：12市町村